

こんにちは!浦郷警察署です。

今月は、9月21日から9月30日まで、10日間展開される
秋の全国交通安全運動 についてです。

秋の交通安全運動

9月21日(日)～9月30日(火)



運動重点

01

歩行者の安全な道路横断方法等の実践と 反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

- ▶道路を横断する時は、横断歩道を渡るようにするとともに、手をあげるなどの横断の合図、横断中の安全確認を徹底しましょう。
- ▶夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材やライトを活用するとともに、目立つ色の衣服を着用しましょう。
- ▶幼児・児童が安全に道路を通行できるよう、地域全体で見守りましょう。



02

ながらスマホや飲酒運転等の根絶と 夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

- ▶運転中のスマートフォン等による通話や画像注視、飲酒運転は絶対に止めましょう。
- ▶6歳以上であっても、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用できない場合はチャイルドシートを使用しましょう。
- ▶夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。
9月のライト点灯目安時刻・・・午後5時30分。
- ▶夜間、先行者や対向車がないときはハイビームを活用しましょう。



03

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底と ヘルメットの着用促進

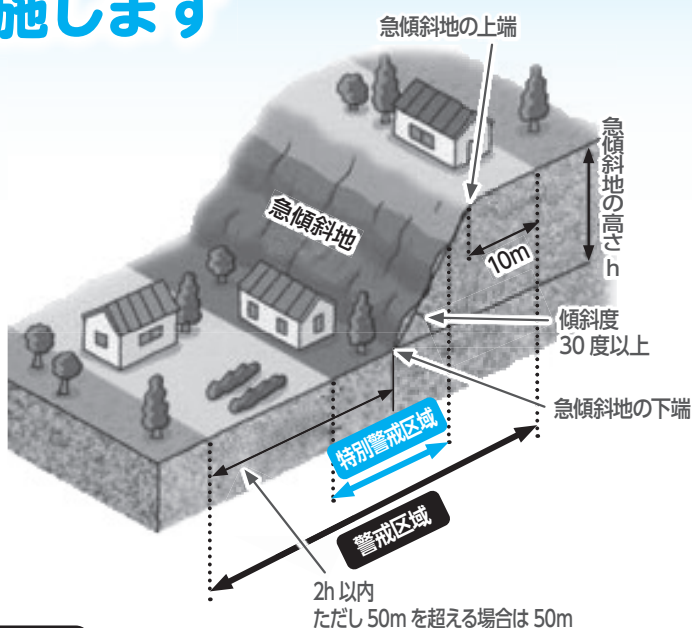
- ▶自転車・特定小型原動機付自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。
- ▶自転車や特定小型原動機付自転車も車両ですので交通ルールを守って安全に利用しましょう。
- ▶万一の事故に備えて、損害賠償責任保険等に参加しましょう。



土砂災害警戒区域・ 特別警戒区域の調査を実施します

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・特別警戒区域（レッドゾーン）」として指定しています。

この指定に関しては、おおむね5年ごとに基礎調査を行い、見直しや新規区域の抽出を行うこととしています。基礎調査では、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所や、高精度な地形情報等を用いて抽出した土砂災害が発生するおそれのある箇所等について、現地確認など詳細な調査を行います。



平成 21 年

土砂災害警戒区域（イエローゾーン） 指定完了

平成 30 年

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） の調査

令和 2 年

土砂災害警戒区域（イエローゾーン） の見直し

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） の指定完了

令和 7 年

2 巡目イエロー・レッドゾーンの調査

① 見直し調査

- ▶ 斜面の下にある擁壁などの施設の効果を踏まえたレッド区域の見直し
- ▶ 公共事業や民間開発等の状況を踏まえた区域の見直し

② 新規区域の抽出

- ▶ 地形図の高精度化や、住宅の新築に伴う新規指定箇所の抽出

※令和7年9月より順次現地調査を行います。
私有地に立ち入る場合は調査会社が事前に土地所有者のご了解をいただきます。



令和 9 年度
以降

調査結果に関する地元説明会
区域の指定手続き

土砂災害警戒区域については
詳しくはこちらで検索 ▶▶▶

島根県 土砂災害警戒区域

検索



〈お問い合わせ先〉

西ノ島町 総務課 危機管理係

☎08514 - 6 - 0101

島根県 隠岐支庁県土整備局 島前事業部

☎08514 - 7 - 9111